



第85期 定時株主総会 招集ご通知

開催日時 2020年6月26日(金曜日) 午前10時

開催場所 大阪市浪速区湊町一丁目2番3号
ホテルモンテ グラスミア大阪 21階 スノーベリーの間

議決権行使期限 2020年6月25日(木曜日) 午後5時15分

● 第85期定時株主総会招集ご通知 … 1	● 添付書類
● 株主総会参考書類	事業報告…………… 20
<会社提案>	連結計算書類 …… 35
第1号議案 剰余金の処分の件 …… 6	計算書類…………… 38
第2号議案 取締役9名選任の件 …… 7	監査報告書 …… 41
第3号議案 監査役1名選任の件 …… 14	
<株主提案>	
第4号議案 政策保有株式の売却 に係る定款変更の件 …… 16	
第5号議案 剰余金を処分する件 …… 18	

ご来場予定の株主さまは、2ページに記載の「新型コロナウイルス感染症（COVID-19）に関するお知らせ」をご覧ください。

本年は、株主の皆さまへのお土産のご用意はございません。
何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

株 主 各 位

証券コード 1852

2020年6月5日

大阪市浪速区湊町一丁目2番3号マールイト難波ビル

株式会社 **浅沼組**

代表取締役社長 浅沼 誠

第85期 定時株主総会招集ご通知

拝啓 株主の皆さまには日頃よりご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第85期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

当日ご出席なされない場合は、書面又はインターネット等により事前に議決権行使をいただきたく、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいます。2020年6月25日(木曜日)午後5時15分までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- 1.日 時** 2020年6月26日(金曜日) 午前10時
- 2.場 所** 大阪市浪速区湊町一丁目2番3号 ホテルモンテレ グラスミア大阪 21階 スノーベリーの間
- 3.目的事項**

- 報告事項**
- 第85期(2019年4月1日から2020年3月31日まで)
事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び
監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 - 第85期(2019年4月1日から2020年3月31日まで)
計算書類の内容報告の件

- 決議事項**
- <会社提案>**
- 第1号議案 剰余金の処分の件
 - 第2号議案 取締役9名選任の件
 - 第3号議案 監査役1名選任の件

- <株主提案>**
- 第4号議案 政策保有株式の売却に係る定款変更の件
 - 第5号議案 剰余金を処分する件

各議案の要領は、後記の株主総会参考書類に記載のとおりであります。

◎ 当社は、法令及び定款第16条の規定に基づき、次に掲げる事項をインターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.asanuma.co.jp/>)に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。

- (1) 連結計算書類の連結注記表
- (2) 計算書類の個別注記表

なお、本招集ご通知の添付書類に記載しております連結計算書類及び計算書類は、監査役が監査報告を、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査をした書類の一部であります。

◎ 株主総会参考書類及び添付書類(事業報告、計算書類、連結計算書類)の記載事項について、修正すべき事項が生じた場合には、インターネット上の当社ウェブサイト(<http://www.asanuma.co.jp/>)に掲載させていただきます。

新型コロナウイルス感染症(COVID-19)に関するお知らせ

- 株主総会にご出席される株主さまにおかれましては、株主総会当日における流行状況やご自身の体調をご確認の上、マスク着用などの感染予防及び拡散防止策にご配慮いただき、ご来場くださいますようお願い申し上げます。

特に、ご高齢の方、基礎疾患がある方、妊娠されている方は、ご出席について十分にご検討をお願い申し上げます。

- 株主さまにおかれましては、可能な限り、書面又はインターネット等により、議決権の事前行使をお願い申し上げます。
- 今後の状況により、株主総会の運営に大きな変更が生じる場合、感染予防及び拡散防止のための新たな措置を講じる場合は、下記の当社ウェブサイトにおいてお知らせいたします。**ご出席の際はご確認くださいますようお願い申し上げます。**

<http://www.asanuma.co.jp/>

議決権行使のご案内

当日ご出席の場合



開催日時 2020年6月26日(金曜日) 午前10時

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。
資源節約のため、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。

当日ご出席なさらない場合

書面による議決権行使

行使期限 2020年6月25日(木曜日) 午後5時15分必着

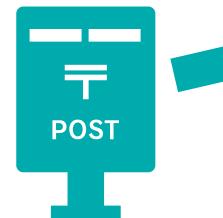
同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご記入の上、行使期限までに到着するようご返送ください。
詳細は4ページをご参照ください。

インターネット等による議決権行使

行使期限 2020年6月25日(木曜日) 午後5時15分まで

議決権行使サイト(<https://www.web54.net>)にアクセスしていただき、画面の案内に従い行使期限までに賛否をご入力ください。
詳細は5ページをご参照ください。

書面による議決権行使のご案内



行使期限:2020年6月25日(木曜日)午後5時15分到着分まで

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、ご返送願います。

当社取締役会の意見にご賛成の場合は、株主提案に対する賛否ご記入欄の「否」の欄に○印をご表示願います。

※各議案につき賛否のご表示が無い場合は、会社提案については賛成、株主提案については反対の意思表示があったものとして取り扱わせていただきます。

■記入方法のご案内

議決権行使書		株主番号	議決権行使個数				個
株式会社 浅沼組 御中							
<p>私は、2020年6月26日開催の貴社第85期定時株主総会（継続会または延会を含む）における各議案につき、右記（賛否を○印で表示）のとおり議決権を行使します。</p> <p>2020年6月 日</p> <p>各議案につき賛否の表示をされない場合は、会社提案については「賛」、株主提案については「否」の表示があったものとして取り扱います。 株式会社浅沼組</p>			議案	第1号議案	第2号議案 <small>(下の説明欄を参照)</small>	第3号議案	お 願 い
	会社提案		賛	賛		賛	<p>1. 株主総会にご出席されない場合は、この議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2020年6月25日午後5時15分までに到着するようにご返送ください。</p> <p>2. 第2号議案の賛否をご表示の際、一部の候補者につき異なる意思を表示される場合は、「株主総会参考書類」に記載の当該候補者の番号をご記入ください。</p> <p>3. 賛否のご表示は、黒色のボールペンにより、はっきりと○印をご記入ください。</p> <p>4. 議決権をインターネットで行使される場合は、下に記載のウェブサイトに議決権行使コードとパスワードによりアクセスのうえ、2020年6月25日午後5時15分までにご投票ください。この場合、議決権行使書を送送される必要はありません。</p>
	株主提案		賛	賛		賛	
	議案	第4号議案	第5号議案	<p>(ご注意) 当社取締役会は株主提案につきまして、そのいずれにも反対しております。第4号議案以下につき、株主提案に賛成の場合は「賛」に、当社取締役会意見に賛成の場合は「否」に○印をご表示ください。</p>			
	会社提案		賛	賛		賛	
	株主提案		賛	賛		賛	
			議案	第4号議案	第5号議案		
	会社提案		賛	賛		賛	
	株主提案		賛	賛		賛	

インターネットと書面両方で議決権行使された場合は、インターネットを有効とします。
株主総会にご出席の際は、この用紙の右片を切り離さずそのまま会場受付にご提出ください。

第1号議案から第3号議案は当社取締役会からご提案させていただきます。

第4号議案及び第5号議案は一部の株主さまからのご提案です。取締役会としてはこれらの議案いずれにも反対しております。詳細は16ページ以降をご参照ください。

こちらに、各議案の賛否をご記入ください。

▶ 賛成の場合: 「賛」の欄に○印

▶ 反対の場合: 「否」の欄に○印

■記入例

会社提案・取締役会の意見にご賛同いただける場合

議案	第1号議案	第2号議案 <small>(下の説明欄を参照)</small>	第3号議案	議案	第4号議案	第5号議案
会社提案	賛	賛	賛	株主提案	賛	賛
株主提案	否	否	否	株主提案	否	否

会社提案・取締役会の意見に反対される場合

議案	第1号議案	第2号議案 <small>(下の説明欄を参照)</small>	第3号議案	議案	第4号議案	第5号議案
会社提案	賛	賛	賛	株主提案	賛	賛
株主提案	否	否	否	株主提案	否	否

インターネット等による議決権行使のご案内

インターネット等により議決権を行使される場合は、下記事項をご確認の上、行使していただきますようお願い申し上げます。



パソコン又はスマートフォンの場合

- インターネットによる議決権行使は、パソコン、スマートフォン又は携帯電話から議決権行使サイト (<https://www.web54.net>) にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に記載の議決権行使コード及びパスワードをご利用の上、画面の案内に従って議案の賛否をご入力ください。
- インターネットによる議決権行使は、**2020年6月25日(木曜日)午後5時15分まで受付**いたします。
(議決権行使結果の集計の都合上、お早めに行使されるようお願いいたします。)
- 議決権行使サイトをご利用いただく際のプロバイダへの接続料金及び通信事業者への通信料金(電話料金等)は株主様のご負担となります。

※書面とインターネットにより二重に議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットによって複数回数又はパソコンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

インターネットによる 議決権行使に関する お問い合わせ

インターネットによる議決権行使に関して、ご不明な点につきましては、以下にお問い合わせくださいますようお願い申し上げます。

株主名簿管理人 三井住友信託銀行証券代行ウェブサポート

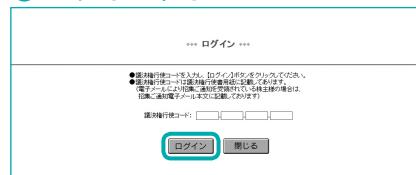
 **0120-652-031** [受付時間(午前9時～午後9時)]

アクセス手順

① WEBサイトへアクセス



② ログインする



③ パスワードの入力



④ 以降は画面の入力案内に従って 賛否をご入力ください。

機関投資家の皆さまへ

株式会社ICJが運営する「議決権電子行使プラットフォーム」から電磁的方法による議決権行使を行っていただくことも可能です。



<会社提案（第1号議案から第3号議案まで）>

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、株主の皆さまに対する利益還元を経営の最重要施策として考え、それを実現するため、将来の事業展開に必要な新技術を開発しつつ、会社の競争力の維持強化に努め、業績に裏付けられた成果配分を行うことを基本方針としております。

当期の期末配当金につきましては、財務状況及び業績などを総合的に勘案し、1株につき216円とさせていただきたいと存じます。

本株主総会には、本議案とは別に、後記のとおり株主さまから剰余金の配当に関する議案が提出されていることから、配当金支払事務を円滑に行うため、配当金支払開始日につきましては、2020年7月15日とさせていただきたいと存じます。

- 1 配当財産の種類
金銭
- 2 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株について216円
総額1,740,594,528円
- 3 剰余金の配当が効力を生じる日
2020年6月26日
- 4 配当金支払開始日
2020年7月15日

第2号議案 取締役9名選任の件

取締役8名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、以下のとおり、社内取締役については、原則どおり6名体制とするとともに、経営の透明性の確保及びコーポレート・ガバナンスの強化を図るため社外取締役は3名体制とすることとしており、新任3名を含む、取締役9名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案が原案どおり承認された場合、当社の取締役の3分の1以上が独立役員となります。

【当社の取締役会の構成について】

当社の取締役会は、その役割・責務を実効的に果たすための知識・経験・能力を全体としてバランス良く備え、多様性と適正規模を両立させる構成とするよう努めております。

社内取締役及び独立社外取締役の構成は、次のとおりであります。

〔社内取締役の構成〕

当社は、社内取締役については、指名・報酬委員会内規において、代表取締役社長のほか、建築部門の統括責任者である建築事業本部長、大阪本店管轄建築部門の責任者である大阪本店長、東京本店管轄建築部門の責任者である東京本店長、土木部門の統括責任者である土木事業本部長、管理部門の統括責任者である社長室長の6名体制とすることを原則としております。

当社は、第84期（前期）において諸般の事情により1名減員し5名体制といたしましたが、このたび第85期（当期）において第83期（前々期）と同員数である6名体制といたします。そのため当期は、形式上、前期比1名の増員となりますが、指名・報酬委員会内規に基づいた原則どおりの体制とするものであり、事実上、補充選任であります。

第82期以後における社内取締役の員数の推移

期数	社内取締役の員数	増減（前期比）
第82期	6名	増減なし
第83期	6名	増減なし
第84期	5名	1名減員
第85期（当期）	6名	1名増員

〔独立社外取締役の構成〕

当社は、独立社外取締役については、指名・報酬委員会内規の定めにより3名体制とすることとし、第84期以後、3名（女性1名を含む）とするとともに、取締役会における独立社外取締役の員数割合を3分の1以上としております。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名		当社における地位及び担当	取締役会出席回数	取締役在任年数	指名・報酬委員会
1	浅沼 誠	再任 男性	代表取締役 社長執行役員	17回/17回	2年	○
2	山腰 守夫	再任 男性	代表取締役 専務執行役員 社長室長 兼 海外事業担当	17回/17回	8年	○
3	植芝 幸擴	再任 男性	取締役 専務執行役員 建築事業本部長	17回/17回	2年	
4	森山 起宏	再任 男性	取締役 専務執行役員 土木事業本部長	14回/14回	1年	
5	豊田 彰啓	新任 男性	常務執行役員 大阪本店長 兼 建築事業本部 副本部長	—	—	
6	藤沢 正宏	新任 男性	常務執行役員 東京本店長 兼 建築事業本部 副本部長 兼 建築事業本部 営業推進室長	—	—	
7	福田 昌史	再任 社外 独立 男性	取締役	17回/17回	3年	◎
8	船本美和子	再任 社外 独立 女性	取締役	14回/14回	1年	○
9	森川 卓也	新任 社外 独立 男性	—	—	—	○

- (注) 1. 指名・報酬委員会の構成 (◎は委員長) は本総会後のもの (予定) です。
 2. 森山起宏氏及び船本美和子氏は、2019年6月26日 (第84期定時株主総会の会日) に就任したため、出席対象となる取締役会の回数が他の取締役候補者と異なっております。

候補者番号

1

再任

男性

あさ ぬま まこと
浅沼 誠 (1972年4月18日生)

所有する当社の株式の数 137,588株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1996年4月	当社入社	2018年4月	当社副社長執行役員建築事業本部長
2009年6月	当社本社社長室次長兼総務部長	2018年6月	当社代表取締役社長執行役員
2015年4月	当社執行役員リニューアル統括部長 兼東京本店リニューアル営業部長		現在に至る
2016年4月	当社執行役員建築事業本部営業推進室長 兼リニューアル・不動産担当		

[重要な兼職の状況]

浅沼建物株式会社 代表取締役社長
ASANUMA CONSTRUCTION LTD.,INTERNATIONAL 取締役会長

取締役候補者の選任理由

上記の経歴を有し、当社の代表取締役として企業経営に精通していることから取締役候補者に選任いたしました。

(注) 浅沼誠氏と当社との間に、特別の利害関係はありません。

候補者番号

2

再任

男性

やま こし もり お
山腰 守夫 (1955年9月3日生)

所有する当社の株式の数 2,400株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

2002年6月	株式会社三井住友銀行 新宿法人営業第二部長	2013年1月	当社取締役常務執行役員 社長室長
2003年6月	同行本店(東京) 席調査役	2015年4月	当社取締役常務執行役員 社長室長兼海外事業担当
2004年4月	同行名古屋法人営業第二部長	2017年4月	当社取締役専務執行役員 社長室長兼海外事業担当
2006年4月	同行業務監査部 上席査査役	2018年6月	当社代表取締役専務執行役員 社長室長兼海外事業担当
2007年6月	当社入社 執行役員 東京本店建築営業担当		現在に至る
2012年4月	当社常務執行役員統括副事業本部長		
2012年6月	当社取締役常務執行役員 統括副事業本部長		

[重要な兼職の状況]

SINGAPORE PAINTS & CONTRACTOR PTE. LTD. 取締役

取締役候補者の選任理由

上記の経歴や、金融機関において培ったマネジメントと知見を有し、当社の本社及び海外事業を中心に業務全般に精通していることから取締役候補者に選任いたしました。

(注) 山腰守夫氏と当社との間に、特別の利害関係はありません。



候補者番号

3

再任

男性

うえ しば

植芝

ゆき ひろ

幸擴

(1955年4月8日生)

所有する当社の株式の数

1,000株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1974年4月	当社入社	2018年6月	当社取締役常務執行役員大阪本店長 兼建築事業本部副本部長
2013年4月	当社大阪本店建築部長	2019年4月	当社取締役専務執行役員 建築事業本部長
2015年4月	当社執行役員 大阪本店副本部長（建築担当）		現在に至る
2017年4月	当社常務執行役員大阪本店長		
2018年4月	当社常務執行役員大阪本店長 兼建築事業本部副本部長		

取締役候補者の選任理由

上記の経歴を有し、当社の建築事業を中心に業務全般とマネジメントに精通していることから取締役候補者に選任いたしました。

(注) 植芝幸擴氏と当社との間に、特別の利害関係はありません。

候補者番号

4

再任

男性

もり やま

森山

かず ひろ

起宏

(1955年6月2日生)

所有する当社の株式の数

1,800株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1974年4月	当社入社	2016年4月	当社執行役員土木事業本部副本部長
2012年4月	当社大阪本店土木部長	2018年4月	当社常務執行役員土木事業本部長
2014年4月	当社大阪本店副本部長（土木担当） 兼大阪本店土木部長	2019年6月	当社取締役常務執行役員 土木事業本部長
2015年4月	当社土木事業本部副本部長	2020年4月	当社取締役専務執行役員 土木事業本部長 現在に至る

取締役候補者の選任理由

上記の経歴を有し、当社の土木事業を中心に業務全般とマネジメントに精通していることから取締役候補者に選任いたしました。

(注) 森山起宏氏と当社との間に、特別の利害関係はありません。

候補者番号

5

新任

男性

とよ た あき ひろ
豊田 彰啓 (1959年2月15日生)

所有する当社の株式の数 600株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1981年4月	当社入社	2015年4月	当社執行役員 大阪本店副本店長 (営業担当) 兼建築事業本部
2010年10月	当社広島支店営業部長		
2013年4月	当社大阪本店副本店長 (営業担当)	2019年4月	当社常務執行役員 大阪本店長 兼建築事業本部副本部長
2014年11月	当社大阪本店副本店長 (営業担当) 兼建築事業本部		現在に至る

取締役候補者の選任理由

上記の経歴を有し、当社の大阪本店建築事業を中心に業務全般とマネジメントに精通していることから取締役候補者に選任いたしました。

(注) 豊田彰啓氏と当社との間に、特別の利害関係はありません。

候補者番号

6

新任

男性

ふじ さわ まさ ひろ
藤沢 正宏 (1959年5月15日生)

所有する当社の株式の数 300株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1982年4月	当社入社	2018年4月	当社執行役員 建築事業本部副本部長 兼建築事業本部営業推進室長
2011年10月	当社東京本店営業第3部長		
2012年4月	当社東京本店営業第2部、第3部 統括部長	2019年4月	当社常務執行役員 東京本店長兼建築事業本部副本部長 兼建築事業本部営業推進室長
2013年4月	当社東京本店副本店長 (建築営業担当) 兼建築事業本部		現在に至る
2016年4月	当社執行役員 東京本店副本店長 (建築営業担当) 兼建築事業本部		

取締役候補者の選任理由

上記の経歴を有し、当社の東京本店建築事業を中心に業務全般とマネジメントに精通していることから取締役候補者に選任いたしました。

(注) 藤沢正宏氏と当社との間に、特別の利害関係はありません。

候補者番号

7

再任

社外

独立

男性

候補者名 ふく だ まさ ふみ
福田 昌史 (1944年8月25日生)

所有する当社の株式の数 -

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1971年4月	建設省（現国土交通省）入省	2017年6月	四国建設弘済会
1999年10月	同省四国地方建設局 （現四国地方整備局）局長		（四国クリエイト協会）顧問（現任）
2001年11月	水資源開発公団（現水資源機構）理事	2017年6月	当社社外取締役（現任）
2008年5月	四国建設弘済会 （四国クリエイト協会）理事長		現在に至る

[重要な兼職の状況]

四国建設弘済会（四国クリエイト協会）顧問

社外取締役候補者の選任理由

および社外取締役として職務を適切に遂行できると当社が判断した理由

福田昌史氏は、直接会社経営に関与された経験はありませんが、上記の経歴を有し、長年建設分野に携わってきたことによる豊富な知識・経験等を有していることから、適任であると判断し、社外取締役候補者に選任いたしました。

- (注) 1. 福田昌史氏と当社との間に、特別の利害関係はありません。
 2. 福田昌史氏の当社社外取締役に就任してからの年数は、本総会終結の時をもって3年となります。
 3. 当社は、福田昌史氏との間で、社外取締役としての役割を十分に発揮できるように法令に定める限度まで責任を限定する責任限定契約を締結しております。
 4. 当社は福田昌史氏を東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。

候補者番号

8

再任

社外

独立

女性

候補者名 ふな もと み わ こ
船本 美和子 (1979年7月30日生)

所有する当社の株式の数 -

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

2014年2月	弁護士登録 リソルテ総合法律事務所入所	2019年6月	当社社外取締役（現任）
2015年4月	東京弁護士会税務特別委員会委員 （現任）	2020年1月	虎ノ門第一法律事務所入所（現任）
			現在に至る

社外取締役候補者の選任理由

および社外取締役として職務を適切に遂行できると当社が判断した理由

船本美和子氏は、直接会社経営に関与された経験はありませんが、上記の経歴を有し、弁護士としての専門的知見並びに企業法務に関する豊富な経験を有していることから、適任であると判断し、社外取締役候補者に選任いたしました。

- (注) 1. 船本美和子氏と当社との間に、特別の利害関係はありません。
 2. 船本美和子氏の当社社外取締役に就任してからの年数は、本総会終結の時をもって1年となります。
 3. 当社は、船本美和子氏との間で、社外取締役としての役割を十分に発揮できるように法令に定める限度まで責任を限定する責任限定契約を締結しております。
 4. 当社は船本美和子氏を東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。

第3号議案 監査役1名選任の件

監査役中西啓悦氏は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査役1名の選任をお願いするものであります。なお、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

また、本議案が原案どおり承認された場合、当社の監査役は、4名のうち3名（過半数）が独立役員となります。

監査役候補者は次のとおりであります。

なか がわ	よし あき		
中川	能亨	(1954年2月14日生)	所有する当社の株式の数
			—

略歴、地位及び重要な兼職の状況

新任 社外 独立 男性	1976年4月	松下電器産業株式会社入社	2011年4月	同社常務取締役
	1990年9月	シンガポール松下無線機器株式会社 取締役CFO	2014年4月	三洋電機株式会社代表取締役社長
	2001年1月	中国華録・松下電子信息有限公司 総会計士	2018年4月	ハードロック工業株式会社特別顧問 (現任) 現在に至る
	2007年4月	パナソニック株式会社本社経理グループ 経理GM		
	2009年4月	同社執行役員		

社外監査役候補者の選任理由

中川能亨氏は、上記の経歴を有し、長年国内大手電気機器メーカーの経営に携わってきたことによる豊富な知識・経験等を有していることから、適任であると判断し、社外監査役候補者に選任いたしました。同氏は、取引先の出身者ですが、直近事業年度における連結売上高に対する取引金額の割合は、双方から見て1%未満と軽微であり、独立性を有すると判断しております。

- (注) 1. 中川能亨氏と当社との間に、特別の利害関係はありません。
 2. 当社は、中川能亨氏との間で、社外監査役としての役割を十分に発揮できるよう法令に定める限度まで責任を限定する責任限定契約を締結する予定です。
 3. 当社は中川能亨氏が社外監査役に就任された場合、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出る予定です。

● 株主総会参考書類

(ご参考)

なお、本議案が原案どおり承認可決されますと、監査役会の構成は次のとおりとなります。

氏名		当社における地位	取締役会 出席回数	監査役会 出席回数	監査役 在任年数
佐々木 勇一	現任 男性	常勤監査役	14回/14回	11回/11回	1年
石島 隆	現任 社外 独立 男性	監査役	15回/17回	13回/15回	10年
山脇 衛	現任 社外 独立 男性	監査役	17回/17回	14回/15回	7年
中川 能亨	新任 社外 独立 男性	—	—	—	—

(注) 佐々木勇一氏は、2019年6月26日(第84期定時株主総会の会日)に就任したため、出席対象となる取締役会及び監査役会の回数が他の監査役と異なっております。

<株主提案（第4号議案及び第5号議案）>

第4号議案及び第5号議案は、株主様2名（以下「提案株主」といいます。）からのご提案によるものです。
なお、提案株主から通知された提案の内容及び提案の理由は、各議案毎に整理し、そのまま記載しております。

第4号議案

政策保有株式の売却に係る定款変更の件

1. 提案の内容

現行の定款に以下の章及び条文を新設する。

第8章 政策保有株式の売却

第35条（政策保有株式の売却）

当会社が、本条を追加する定款変更の効力発生日現在、貸借対照表に計上している政策保有株式は、第86期から第88期までの3期中に速やかに売却するものとする。

2. 提案の理由

当社は、2019年3月期に住友不動産株式会社株式を政策保有株式として10万株買い増した。また、当該株式の貸借対照表計上額は、2019年3月末現在において12億38百万円と、前期の6億68百万円からほぼ倍増した。そして、当社は2019年3月末現在、貸借対照表計上額で92億67百万円となる55銘柄の政策保有株式を保有している。

当社の2019年6月27日付にて提出された有価証券報告書によれば、政策保有株式の株式発行企業は、当社の取引先であり、保有の目的は「取引先との友好関係強化の為」及び「取引関係の強化の為」と説明されている。取引先との友好関係を強化しても当社の株主価値が向上するとは考えがたく、また、株式を保有することがなぜ取引関係の強化につながるのかも理解しがたい。

政策保有株式を保有することは、すなわち安定株主として当該株式を保有することであり、これは当該株式発行会社の取締役の保身に協力するものである。株主から預かっている当社の大切な資本をそのような他社の取締役の保身への協力などという不適切な目的に使用して、不稼働資産である政策保有株式として眠らせることは妥当でなく、効率的に活用するべきである。

当社は、現在保有する政策保有株式を早期に全て売却し、その売却代金を当社の株主価値向上のために使うべきである。具体的には、政策保有株式を、今期を含む今後3期以内に売却することとする。

◆取締役会の意見

当社取締役会としては、本議案に反対いたします。

当社は、2020年3月末時点で政策保有株式として6,900百万円（連結貸借対照表計上額）の上場株式を保有しておりますが、上場株式につきましては、保有先からの配当や工事粗利益の便益が2019年3月期末までは当該期末の「資本コスト（WACC）」を下回る場合に、そして2020年3月期末以後においては当該期末の「株主資本コスト」を下回る場合に縮減する方針とし、翌期首の定例取締役会において、個別銘柄毎の保有の適否を検証しております。

それにより、2019年3月期においては3銘柄997百万円、2020年3月期においても3銘柄139百万円の株式を売却いたしました。

今後とも上記方針に則り、政策保有株式の残高を2022年3月期末までに連結純資産の10%未満にすることを目途に縮減を進めていく所存です。

従いまして、第86期（2021年3月期）から第88期（2023年3月期）までの3期中（2020年4月から2023年3月）に全ての政策保有株式の売却を求める定款変更である本議案は、上記方針と合致せず、当社の企業価値の向上に資しないと判断しております。よって、当社取締役会としては本議案に反対いたします。

第5号議案 剰余金を処分する件

1. 提案の内容

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 配当財産の割り当てに関する事項及びその総額

518円から、第85期定時株主総会において可決された当社取締役会が提案した剰余金処分に係る議案（以下「会社側利益処分案」という。）に基づく普通株式1株当たり配当金額（以下「会社提案配当金額」という。）を控除した普通株式1株当たりの配当金額を、会社提案配当金額に加えて配当する。

第85期1株当たり当期純利益金額から小数点以下を切り捨てた金額（以下「実績EPS」という。）が518円と異なる場合は冒頭の518円を実績EPSに読み替える。

なお、配当総額は、上記の普通株式1株当たりの配当金額に、当社の第85期定時株主総会の議決権の基準日現在の配当の対象となる株式数を乗じた額となる。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

当社の第85期当社定時株主総会の開催日の翌日

なお、本議案は、第85期定時株主総会に会社側利益処分案が提案された場合、同提案とは独立かつ同提案と両立するものとして、追加で提案するものである。

2. 提案の理由

「第2 提案の内容 2. 剰余金を処分する件」に記載の518円とは、2020年4月23日現在最新の当社予想1株当たり当期純利益の金額である。本件は、会社提案の1株当たり配当金額がいくらであっても、当期純利益全てを配当すること、つまり、配当性向100%を企図した提案である。

当社の自己資本比率は2019年3月末現在で36.6%となっているが、これは、本決算ベースで当社の過去最高まで上昇した水準である。さらに、当社が自己資本比率を2020年3月期末に41%まで高めることを計画していることもあわせて考えると、過年度並みの利益水準が継続するとすれば、将来のROEは減少していくこととなる。

さらに、当社は自己資本比率をさらに積み上げようとするのみならず、2019年12月末現在で、現預金約255億円、投資有価証券約97億円、有利子負債は約98億円と、現金類似資産も十分な水準で保有している。

当社は、これ以上自社内に資金を留保する必要はなく、また、これ以上自己資本を積み上げてもROEは減少するだけである。剰余金を株主に還元することが、株主価値を高め、ひいては株価の向上につながることから、剰余金の配当を大幅に増額すべきである。

なお、今回提案する剰余金の処分案を実行しても、その配当総額は当期純利益の範囲内であることから、前期末の当社の自己資本及び現預金水準を大きく変えるものではなく、当社の財務状態は良好なままである。

上記提案の詳細な説明は、<https://proposal-for-asanuma-from-sc-2020.com/>又は株式会社ストラテジックキャピタルのホームページ右上の特設サイトリンク<https://stracap.jp/>を参照されたい。

（会社注）本議案による配当金支払開始日は、会社提案の「第1号議案剰余金の処分の件」の配当金支払開始日と同日となります。

◆取締役会の意見

当社取締役会としては、本議案に反対いたします。

当社は、株主還元の基本方針として、剰余金の処分については、株主様への利益還元を最重要施策として考え、それを実現するため、将来の事業展開に必要な新技術の開発等をしつつ、会社の競争力の維持強化に努め、業績に裏付けられた成果配分を行うことを基本方針としております。

当社は、業績悪化により2012年3月期から3期連続無配となりましたが、財務体質の改善をすすめ2015年3月期に復配し、2019年5月には中期3ヵ年計画（2019年3月期～2021年3月期）の配当方針として「2019年3月期・連結配当性向30%以上、2020年3月期・同40%以上、2021年3月期・同50%以上」とする旨を開示いたしました。

そしてこの配当方針に則り、2019年3月期に1株当たり153円、連結配当性向30.3%を実施し、2020年3月期に1株当たり216円、連結配当性向40.5%を2020年6月開催予定の第85期定時株主総会に議案として提出いたします。2021年3月期につきましては、連結配当性向50%以上といたしますが、現時点では新型コロナウイルス感染症の業績への影響が不透明であり、1株当たりの配当を未定としております。

また、保有する資金や年間の利益から生じる配当支払い後の資金の活用につきましては、中期3ヵ年計画において、「3年間で200億円を技術研究関連投資、ICT関連投資、コンセッション事業や海外展開投資、協力会社への支払いの現金化のために投入する」としておりますが、この資金活用は業績の安定的成長に寄与し、株主の皆様継続的に成果を還元するために必要不可欠なものであると考えております。

なお、これらの資金用途のために2019年3月期と2020年3月期に併せて約150億円を投入し、中期3ヵ年計画の最終年度となる2021年3月期には新型コロナウイルス感染症の影響を見極めつつ投入額を決定する所存です。

従いまして、当期純利益の100%の配当を求める本議案は、当社の株主還元の基本方針及び持続的成長に不可欠な資金の活用策に合致せず、当社の企業価値向上に寄与しないと判断しております。よって、当社取締役会としては本議案に反対いたします。

以 上



1 企業集団の現況に関する事項

1. 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国の経済は、米中貿易摩擦による中国経済の減速等により、輸出関連企業を中心に業績の下振れが顕在化し、世界経済への影響拡大が懸念され始め、主に製造業の下振れにより、国内景気の下押し圧力が高まってきた状況が年末まで続いておりましたが、年明け以降、新型コロナウイルスの全世界への拡散に伴い、世界経済は一気に停滞状態に陥り、全く先行きが見通せない状況の中、年度末を迎えました。

当社グループの主たる事業である建設業界におきましては、2018年度末における消費税増税に伴う駆け込み受注により潤沢な手持ち工事の状況下でスタートし、住宅建設投資は伸び悩んだものの、民間建設投資については、設備投資の緩やかな増加が見られ、公共建設投資については、引き続き高水準を維持し、事業年度末近くからの新型コロナウイルスの感染拡大による事業環境の変化が起こるまでは建設投資全体としては良好な事業環境の下、推移いたしました。

そのような中、当社においては、2018年度を初年度とする中期3ヵ年計画の2年目にあたり、各施策への取り組みを推進いたしました。

このような環境の下、当社グループの当連結会計年度の受注高は、期初計画を上回り1,482億8千万円となり、前連結会計年度比3.5%の減少となりました。

売上高につきましては、1,414億7千2百万円となり、前連結会計年度比4.2%の増加となりました。

部門別売上高は、建築事業が1,165億7千5百万円（前年同期比6.8%増）、土木事業が234億5千9百万円（前年同期比6.5%減）、その他の事業が14億3千7百万円（前年同期比5.3%減）であります。

この結果、当社グループにおける受注高・売上高・繰越高は次のとおりであります。

(単位：百万円)

区 分		前期繰越高	当期受注高	当期売上高	次期繰越高
建設事業	建 築	122,222 (122,030)	122,874	116,575	128,521
	土 木	32,367 (32,352)	25,406	23,459	34,314
	計	154,589 (154,383)	148,280	140,034	162,835
その他の事業		—		1,437	
合 計		154,589 (154,383)	148,280	141,472	162,835

(注) 前期繰越高の下端()内表示額は前期における次期繰越高を表し、上段表示額は当期においてSINGAPORE PAINTS & CONTRACTOR PTE. LTD.の損益計算書を新規に連結したため、前期繰越高を修正しております。

損益に関しまして、期初計画と比べ完成工事高の増加により完成工事総利益が上回り、売上総利益につきましては、146億1千9百万円（前年同期比9.7%増）となりました。

また、営業利益及び経常利益につきましては、それぞれ、営業利益66億1百万円（前年同期比15.8%増）、経常利益65億9百万円（前年同期比15.9%増）となり、親会社株主に帰属する当期純利益は、43億円（前年同期比2.9%増）となりました。

2. 設備投資等の状況

当連結会計年度は、社内システムの機能拡張等の情報関連設備（ソフトウェア含む）を中心に投資を行い、その総額は5億7千4百万円でありました。

なお、施工能力に重大な影響を及ぼすような固定資産の売却、撤去等はありません。

3. 資金調達の状況

当社は経営環境の変化に柔軟に対応するため、安定的かつ機動的な資金調達枠を確保するとともに、より一層の財務基盤の強化を図ることを目的としてコミットメントライン契約を締結しております。

4. 対処すべき課題

次期の見通しにつきましては、新型コロナウイルス感染症のパンデミックにより、世界の経済活動は停止・縮小を余儀なくされており、中国においては正常化の動きがあるものの、欧米諸国においては一部経済活動に規制緩和の兆しがあるとは言え、感染症の明確な収束には至っておらず、正常化までにはしばらく時間を要するものと思われ、一方新興国では感染拡大が続いており、収束が見えない状況となっております。わが国においてもほぼ全ての経済活動に影響が出ており、収束の兆しもあるものの、感染が再拡大する可能性も否めず、先行きが見通せない状況にあります。

当社グループの主たる事業である建設業界につきましては、次期（2020年度）の建設投資は、公共・民間とも堅調さを維持するものと期待されておりましたが、新型コロナウイルス感染症の収束までの期間が長引くようであれば、建設投資の先送りや抑制などが予想され、また製造業をはじめとするサプライチェーンの寸断による資材不足や労務不足など、事業環境に多大な影響を及ぼすことが懸念されます。

このような状況の下、当社グループといたしましては、2019年3月期を初年度とする中期3ヵ年計画の最終年度である2021年3月期につきましては、計画している施策を確実に実行し、新たな取組みとともに次のステップへの基礎固めを図ってまいります。

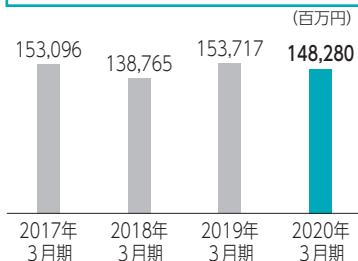
株主の皆さまにおかれましては、今後とも格別のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

5. 財産及び損益の状況の推移

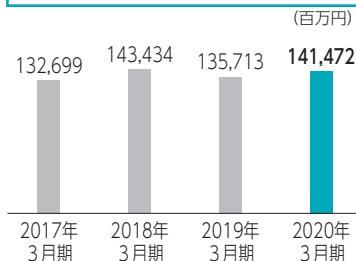
区 分	2017年 3月期	2018年 3月期	2019年 3月期	2020年 3月期
受 注 高 (百万円)	153,096	138,765	153,717	148,280
売 上 高 (百万円)	132,699	143,434	135,713	141,472
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	7,294	5,221	4,178	4,300
1株当たり当期純利益 (円)	951.42	623.31	504.87	533.47
総 資 産 (百万円)	104,385	103,369	102,000	103,044
純 資 産 (百万円)	30,071	35,223	37,466	39,313

- (注) 1. 当社は、2018年10月1日を効力発生日として普通株式10株につき1株の割合で株式併合を実施したため、2017年3月期の期首に当該株式併合が行われたと仮定して、1株当たり当期純利益を算定しております。
2. 当社は、2019年3月期期首より『「税効果会計に係る会計基準」の一部改正』（企業会計基準第28号 平成30年2月16日）を適用しており、2018年3月期以前については遡及処理後の値を記載しております。

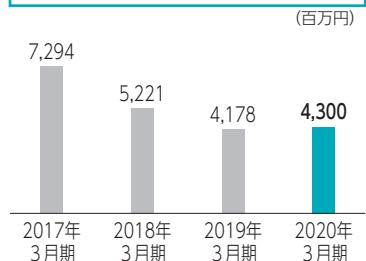
受注高



売上高



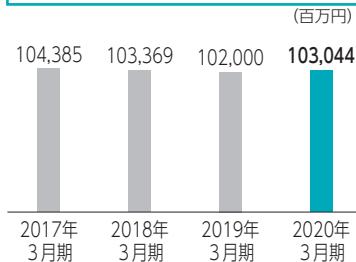
親会社株主に帰属する当期純利益



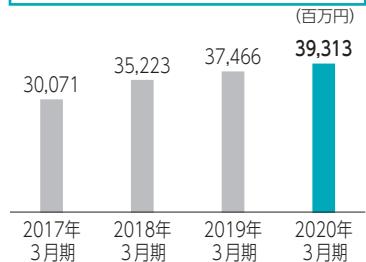
1株当たり当期純利益



総資産



純資産



6. 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係
該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
浅沼建物株式会社	20百万円	100.0%	損害保険代理業
SINGAPORE PAINTS & CONTRACTOR PTE. LTD.	50万SGD	80.0%	建物塗装・修繕工事請負業

(注) 当社の連結子会社は上記の重要な子会社2社を含め5社であり、このほか持分法適用会社2社があります。

③ 事業年度末日における特定完全子会社の状況
該当事項はありません。

7. 主要な事業内容

当社グループは、建設業法により特定建設業者として国土交通大臣許可を受け、土木、建築並びにこれらに関する事業、宅地建物取引業法により宅地建物取引業者として国土交通大臣免許を受けて不動産に関する事業、建築物・関連設備の管理メンテナンス事業、損害保険代理業、建物塗装・修繕工事請負業を行っております。

8. 主要な営業所

① 当社

名称	所在地
本社	大阪市浪速区
大阪本店	大阪市浪速区
東京本店	東京都港区
名古屋支店	名古屋市中村区
北海道支店	札幌市豊平区
東北支店	仙台市青葉区
さいたま支店	さいたま市南区
横浜支店	横浜市中区
神戸支店	神戸市中央区
広島支店	広島市南区
九州支店	福岡市博多区

② 子会社

名称	所在地
浅沼建物株式会社	大阪市浪速区
SINGAPORE PAINTS & CONTRACTOR PTE. LTD.	シンガポール

9. 従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減数
1,452名	25名増

10. 主要な借入先

借入先	借入額
株式会社三井住友銀行	1,850 百万円
株式会社りそな銀行	1,520
株式会社三菱UFJ銀行	1,160

- (注) 1. 上記の借入先には、PFI事業を営む連結子会社に対する株式会社足利銀行を幹事とするプロジェクトファイナンスローン1件(借入先7社)総額2,694百万円、株式会社南都銀行を借入先とするプロジェクトファイナンスローン1件521百万円は含まれておりません。
2. 株式会社三井住友銀行の借入額には私募債650百万円、株式会社りそな銀行の借入額には私募債600百万円を含めておりません。
3. 当社においては、経営環境の変化に柔軟に対応するため、安定的かつ機動的な資金調達枠を確保するとともに、より一層の財務基盤の強化を図ることを目的としてコミットメントライン契約を締結しております。なお、当連結会計年度末における当該実行残高はございません。

2 会社の株式に関する事項

1. 発行可能株式総数 29,356,500株
2. 発行済株式の総数 8,078,629株 (自己株式20,321株を含む)
3. 株主数 5,690名 (前期比64名増)
4. 大株主 (上位10名)

株主名	持株数	持株比率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	437 ^{千株}	5.43 %
INTERTRUST TRUSTEES(CAYMAN)LIMITED SOLELY IN ITS CAPACITY AS TRUSTEE OF JAPAN-UP	423	5.26
浅沼組弥生会持株会	381	4.74
株式会社三井住友銀行	377	4.69
INTERTRUST TRUSTEES (CAYMAN) LIMITED AS TRUSTEE OF JAPAN-UP UNIT TRUST	300	3.72
S M B C 日興証券株式会社	262	3.25
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社	254	3.16
住友不動産株式会社	183	2.27
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	153	1.90
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口5)	143	1.78

(注) 持株比率は、自己株式を控除して算出しております。

5. その他株式に関する重要な事項

自己株式の消却

2019年5月10日開催の取締役会決議により自己株式を消却しました。

- ・消却した株式の種類及び総数 普通株式 430,000株
- ・消却した日 2019年5月31日

3 会社役員に関する事項

1. 取締役及び監査役の氏名等

(2020年3月31日現在)

会社における地位	氏名	担当	重要な兼職の状況
代表取締役社長	浅沼 誠	社長執行役員	浅沼建物株式会社代表取締役社長 ASANUMA CONSTRUCTION LTD., INTERNATIONAL取締役会長
代表取締役	山腰 守夫	専務執行役員 社長室長 兼海外事業担当	SINGAPORE PAINTS & CONTRACTOR PTE.LTD.取締役
取締役	植芝 幸擴	専務執行役員 建築事業本部長	
取締役	森山 起宏	常務執行役員 土木事業本部長	
取締役	立石 勇一	東京駐在	
取締役	福田 昌史		四国建設弘済会 (四国クリエイト協会) 顧問
取締役	齋藤 宏保		
取締役	船本 美和子		
常勤監査役	佐々木 勇一		
常勤監査役	中西 啓悦		
監査役	石島 隆		法政大学大学院イノベーション・マネジメント研究科教授 三栄源エフ・エフ・アイ株式会社 社外監査役 巢鴨信用金庫職員外理事 (非常勤) 株式会社未来樹脂取締役 (非常勤)
監査役	山脇 衛		社会福祉法人三秀会監事

- (注) 1. 取締役福田昌史氏、齋藤宏保氏及び船本美和子氏は、社外取締役であります。
2. 監査役石島隆氏及び山脇衛氏は、社外監査役であります。
3. 監査役石島隆氏は、公認会計士の資格を有し、また大学院教授として専門分野における豊富な知識・経験等を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 取締役福田昌史氏、齋藤宏保氏及び船本美和子氏、監査役石島隆氏及び山脇衛氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
5. 当期中の取締役及び監査役の異動
- (1) 就任 2019年6月26日開催の第84期定時株主総会において、森山起宏氏及び船本美和子氏が取締役に、佐々木勇一氏が監査役に選任され、それぞれ就任いたしました。
- (2) 退任 2019年6月26日開催の第84期定時株主総会終結の時をもって、取締役廣田新次氏及び小島達行氏、監査役香田一郎氏が退任いたしました。
6. 2020年4月1日付で、取締役森山起宏氏は専務執行役員土木事業本部長に担当が変更となっております。

2. 責任限定契約の内容の概要

当社は、各社外役員との間で、会社法第427条第1項及び定款の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額であります。

3. 取締役及び監査役の報酬等の額

区 分	支給人員	支給額
取締役 (うち社外取締役)	10名 (3名)	138百万円 (18百万円)
監査役 (うち社外監査役)	5名 (2名)	28百万円 (8百万円)
合 計	15名	167百万円

(注) 上記には2019年6月26日開催の第84期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役2名並びに監査役1名が含まれておりません。

役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の内容及び決定方針

役員報酬等の額の決定に関する方針

1. 役員報酬等の決定方法

取締役報酬等の総額及び監査役報酬等の総額については株主総会の決議により決定します。

当社の役員報酬等に関する株主総会の決議年月日は1994年6月29日であり、決議の内容は「取締役の総報酬額は月額50百万円以内、監査役の総報酬額は月額6百万円以内」であります。

また、具体的な取締役報酬等の額につきましては、決定プロセスの透明性、公正性を確保するために、指名・報酬委員会における審議のうえ、取締役会の決議により決定します。

なお、各事業年度における取締役報酬等の額の決定過程における指名・報酬委員会の活動は每期行っており、独立性のある社外取締役を委員長として審議を行い、その結果を取締役に答申しております。

監査役報酬等につきましては監査役の協議により決定しております。

2. 役員報酬等の額の決定に関する方針の内容

I. 役員報酬等の基本的考え方

当社の役員報酬等につきましては、企業業績と企業価値の持続的な向上に資するため、当社役員に求められる役割と責任に見合った報酬水準及び報酬体系となるよう設計します。

II. 役員報酬等の方針と内容

a. 取締役報酬等

固定報酬と業績連動報酬の両方又は固定報酬のみで構成されており、その報酬総額決定の方針は以下のとおりであります。

- 社内取締役の報酬等は、固定報酬と業績連動報酬で構成し、従業員の平均給与とのバランスを考慮し決定します。

なお、報酬総額のうち、業績連動報酬の割合に関しましては、20%程度としております。

- 社外取締役の報酬等は、業務執行から独立した立場で経営に関与・助言を求めているとの考えから、固定報酬のみで構成します。

b. 監査役報酬等

固定報酬のみで構成します。

なお、株価連動の機能を有する役員持株会制度を実施しております。

4. 社外役員に関する事項

① 社外役員の重要な兼職先と当社の関係
当社とは記載すべき関係はありません。

② 社外役員の主な活動状況

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況
社外取締役	福 田 昌 史	当期開催の取締役会17回中17回に出席し、長年建設分野に携わってきたことによる豊富な知識・経験を活かし、議案等について発言を行っております。
	齋 藤 宏 保	当期開催の取締役会17回中17回に出席し、ジャーナリストとしての専門分野における豊富な知識・経験を活かし、議案等について発言を行っております。
	船 本 美和子	社外取締役就任以降開催された取締役会14回中14回に出席し、弁護士としての専門的知見並びに企業法務に関する豊富な経験を活かし、議案等について発言を行っております。
社外監査役	石 島 隆	当期開催の取締役会17回中15回、監査役会15回中13回に出席し、主に公認会計士としての専門的見地からリスク管理及び決算の在り方等財務全般について発言を行っております。
	山 脇 衛	当期開催の取締役会17回中17回、監査役会15回中14回に出席し、主に弁護士としての専門的見地から内部統制システムや、コンプライアンスについて発言を行っております。

4 会計監査人の状況

1. 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

2. 会計監査人の報酬等の額

区 分	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	44百万円
当社及び当社の子会社が会計監査人に支払うべき報酬等の合計額	48百万円

- (注) 1. 監査役会は、会計監査人の監査内容、職務遂行状況及び報酬見積の算出根拠が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、「会社法」に基づく監査と「金融商品取引法」に基づく監査の監査報酬の額を区別しておらず、実質的にも区別できないため、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。

3. 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合には、監査役会の決議により会計監査人の解任又は不再任に関する株主総会の議案の内容を決定することといたします。

会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査役会は監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

5 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

1. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法及び会社法施行規則に定める「業務の適正を確保するための体制」について、取締役会において決議しております。今後も経営・業務の適正性を確保するとともに、環境の変化に応じた見直しを行い、内部統制システムの改善を図ってまいります。その概要は以下のとおりであります。

1. 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 企業行動規範、コンプライアンス宣言を基本としたコンプライアンス規程、取締役会規則、執行役員規則等を整備する。
- ② コンプライアンス委員会及びコンプライアンス室を設置し、内部通報制度を構築する。
- ③ 内部通報制度に基づく報告をした者に対して、解雇その他の一切の不利益が生じないことを確保する。
- ④ 監査室を設置し、業務活動が法令等に準拠しているか等を客観的に評価し、改善・提言を行うことを目的とする内部監査を行う。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役会規則、稟議規程等に従い適切に保存及び管理し、必要に応じて検証、規程等の見直しを行う。

3. 会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

事業推進に伴う損失の危険の管理については、リスクの適切な識別及び管理の重要性を認識・評価し、状況分析を行い、業務に係る最適な管理体制を構築する。

- ① 日常業務に伴う各種のリスクについては、それぞれの主管部署で対応するとともに、必要に応じて専門性を持った会議体で審議し、適切な対策を講じる。
- ② 突発的に発生する災害等に伴うリスクについては、危機管理の手引き等に基づき対応する。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役会は原則月1回開催し、また必要に応じて随時開催する。なお開催困難な場合は、書面決議ができるものとする。なお、重要案件については社長の諮問機関である経営会議に諮り、事前に検討し取締役会に上程する。
- ② 経営上の意思決定と業務執行の明確化を目指して執行役員制度を採用する。

5. 当社並びにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 関係会社にも当社の企業行動規範、コンプライアンス宣言を基本としたコンプライアンス規程等を適用することで、グループ全体の業務の適正化を図るとともに、内部通報制度についてもその通報窓口を関係会社にも開放し、これを関係会社に周知することにより、当社グループにおけるコンプライアンスの実効性とグループ内取引の公正性を確保する。
- ② 当社は、関係会社管理規程に基づき関係会社の業務執行を管理し、関係会社は、定期的に当社取締役会へ業務執行についての報告を行うものとする。
- ③ 関係会社における事業推進に伴う損失の危険の管理について、リスクの適切な識別及び管理の重要性を認識・評価し、状況分析を行うことで、当社グループ全体として、業務に係る最適な管理体制を構築する。
- ④ 当社と関係会社との間の情報の伝達や業務の有効な範囲において、ITを適切かつ有効に利用する。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人（以下、「監査役補助者」という）を置くことを求めた場合における監査役補助者に関する事項

取締役会は監査役会と協議し、職務を補助すべき監査役補助者を置く。

7. 監査役補助者の取締役からの独立性に関する事項

監査役補助者を置く場合は、監査役補助者の任免・評価等について常勤監査役の同意を得るものとする。

8. 監査役の監査役補助者に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役補助者を置く場合は、監査役補助者に、監査役の指示に基づいた調査に関する権限を認める。

9. 監査役への報告に関する体制

- ① 代表取締役及び取締役は、取締役会において担当業務の執行状況について監査役に報告する。
- ② 取締役及び使用人、並びに関係会社の取締役、監査役、執行役、業務を執行する社員、会社法第598条第1項の職務を行うべき者その他これらの者に相当する者及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者は、当社及び当社グループに著しい損害を及ぼす恐れのある事実、監査室が実施した内部監査結果、内部通報があった法令等の違反については、速やかに監査役に報告する。

10. 監査役への報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

監査役への報告をした者に対して、解雇その他の一切の不利益が生じないことを確保する。

11. 監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役は、必要に応じて、法律・会計等の専門家に相談をすることができ、その費用は会社が負担するものとする。

12. その他監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監査役は、監査の方針に基づき適切な運営を行うとともに、業務の執行状況を把握するため、取締役会等の重要な会議に出席する。
- ② 監査役は、業務執行に関する重要な文書を随時閲覧し、必要に応じ取締役、使用人に対し説明を求めることができる。
- ③ 監査役と会計監査人及び監査室は相互に連携し、必要に応じて意見交換を行う。

2. 業務の適正を確保するための体制の運用状況

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりです。

①内部統制システム全般

当社グループの内部統制システム全般の整備・運用状況を当社の監査室がモニタリングし、改善を進めております。

②コンプライアンス

当社は、当社グループの使用人に対し、その階層に応じて必要なコンプライアンスについて、社内研修での教育及び会議体での説明を行い、法令及び定款を遵守するための取組みを継続的に行っております。

また、当社は、内部通報制度により相談・通報体制を設けており、グループ各社にも開放することでコンプライアンスの実効性向上に努めております。

③リスク管理体制

コンプライアンス委員会において、報告されたリスクの管理状況について報告いたしました。

④内部監査

監査室が作成した内部監査計画に基づき、当社グループの内部監査を実施いたしました。

(注) 事業報告中の記載数字は、金額については表示単位未満の端数を切り捨て、比率については表示単位未満の端数を四捨五入しております。

● 連結計算書類

連結貸借対照表 (2020年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額
資産の部	
流動資産	87,310
現金預金	29,777
受取手形・完成工事未収入金等	52,092
未成工事支出金	2,066
その他のたな卸資産	69
未収入金	3,111
その他	252
貸倒引当金	△59
固定資産	15,734
有形固定資産	4,896
建物・構築物	2,624
土地	1,694
その他	577
無形固定資産	1,174
ソフトウェア	303
ソフトウェア仮勘定	598
その他	273
投資その他の資産	9,662
投資有価証券	7,736
長期貸付金	104
繰延税金資産	1,070
その他	1,404
貸倒引当金	△652
資産合計	103,044

科 目	金 額
負債の部	
流動負債	49,940
支払手形・工事未払金等	26,988
短期借入金	1,807
未払金	548
未払法人税等	1,524
未成工事受入金	9,138
完成工事補償引当金	590
工事損失引当金	214
その他	9,128
固定負債	13,790
社債	1,640
長期借入金	7,916
繰延税金負債	7
退職給付に係る負債	4,125
その他	102
負債合計	63,731
純資産の部	
株主資本	37,297
資本金	9,614
資本剰余金	2,165
利益剰余金	25,576
自己株式	△60
その他の包括利益累計額	1,828
その他有価証券評価差額金	2,196
為替換算調整勘定	△7
退職給付に係る調整累計額	△361
非支配株主持分	188
純資産合計	39,313
負債純資産合計	103,044

連結損益計算書 (2019年4月1日から2020年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		
完成工事高	140,034	
その他の事業売上高	1,437	141,472
売上原価		
完成工事原価	125,742	
その他の事業売上原価	1,110	126,853
売上総利益		
完成工事総利益	14,292	
その他の事業総利益	327	14,619
販売費及び一般管理費		8,017
営業利益		6,601
営業外収益		
受取利息及び配当金	187	
持分法による投資利益	5	
業務受託料	84	
その他	45	324
営業外費用		
支払利息	117	
支払保証料	60	
支払手数料	158	
為替差損	41	
その他	37	415
経常利益		6,509
特別利益		
固定資産売却益	8	
投資有価証券売却益	90	
会員権退会益	2	
その他	0	102
特別損失		
固定資産売却損	5	
固定資産除却損	4	
投資有価証券評価損	15	
その他の投資評価損	72	
減損損失	12	111
税金等調整前当期純利益		6,500
法人税、住民税及び事業税	2,172	
法人税等調整額	16	2,189
当期純利益		4,310
非支配株主に帰属する当期純利益		10
親会社株主に帰属する当期純利益		4,300

連結株主資本等変動計算書 (2019年4月1日から2020年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
2019年4月1日残高	9,614	2,166	23,616	△1,149	34,248
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△1,233		△1,233
親会社株主に帰属する当期純利益			4,300		4,300
自己株式の取得				△18	△18
自己株式の処分		0		0	0
自己株式の消却		△0	△1,106	1,107	-
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	-	△0	1,960	1,088	3,048
2020年3月31日残高	9,614	2,165	25,576	△60	37,297

	その他の包括利益累計額				非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括 利益累計額合計		
2019年4月1日残高	3,334	△7	△293	3,032	185	37,466
連結会計年度中の変動額						
剰余金の配当						△1,233
親会社株主に帰属する当期純利益						4,300
自己株式の取得						△18
自己株式の処分						0
自己株式の消却						-
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	△1,137	0	△67	△1,204	2	△1,201
連結会計年度中の変動額合計	△1,137	0	△67	△1,204	2	1,846
2020年3月31日残高	2,196	△7	△361	1,828	188	39,313



貸借対照表 (2020年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額
資産の部	
流動資産	82,389
現金預金	28,944
受取手形	472
電子記録債権	2,656
完成工事未収入金	44,871
販売用不動産	54
未成工事支出金	2,066
材料貯蔵品	14
未収入金	3,102
その他	260
貸倒引当金	△55
固定資産	15,993
有形固定資産	4,809
建物・構築物	2,624
機械装置・運搬具	45
工具器具・備品	444
土地	1,694
リース資産	1
無形固定資産	1,004
ソフトウェア	303
ソフトウェア仮勘定	598
その他	102
投資その他の資産	10,179
投資有価証券	7,601
関係会社株式	695
長期貸付金	265
長期営業外未収入金	653
長期前払費用	11
会員権及び入会金	200
繰延税金資産	905
その他	499
貸倒引当金	△652
資産合計	98,382

科 目	金 額
負債の部	
流動負債	48,859
支払手形	195
工事未払金	26,154
短期借入金	1,470
未払金	547
未払費用	1,505
未払消費税等	1,979
未払法人税等	1,505
未成工事受入金	9,137
預り金	1,970
仮受消費税等	3,588
完成工事補償引当金	590
工事損失引当金	214
固定負債	10,325
社債	1,640
長期借入金	5,000
退職給付引当金	3,606
その他	79
負債合計	59,184
純資産の部	
株主資本	37,004
資本金	9,614
資本剰余金	2,165
資本準備金	2,165
その他資本剰余金	0
利益剰余金	25,284
利益準備金	394
その他利益剰余金	24,890
固定資産圧縮積立金	295
繰越利益剰余金	24,594
自己株式	△60
評価・換算差額等	2,193
その他有価証券評価差額金	2,193
純資産合計	39,198
負債純資産合計	98,382

損益計算書 (2019年4月1日から2020年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		
完成工事高	138,333	
その他の事業売上高	705	139,039
売上原価		
完成工事原価	124,300	
その他の事業売上原価	516	124,816
売上総利益		
完成工事総利益	14,033	
その他の事業総利益	189	14,222
販売費及び一般管理費		7,700
営業利益		6,521
営業外収益		
受取利息及び配当金	239	
業務受託料	99	
その他	39	378
営業外費用		
支払利息	96	
支払保証料	60	
支払手数料	158	
為替差損	41	
その他	34	392
経常利益		6,508
特別利益		
固定資産売却益	7	
投資有価証券売却益	90	
会員権退会益	2	
その他	0	101
特別損失		
固定資産売却損	5	
固定資産除却損	4	
投資有価証券評価損	15	
その他の投資評価損	72	
減損損失	12	111
税引前当期純利益		6,498
法人税、住民税及び事業税	2,145	
法人税等調整額	6	2,152
当期純利益		4,346

株主資本等変動計算書 (2019年4月1日から2020年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本						
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金	
					固定資産圧縮積立金	繰越利益剰余金	
2019年4月1日残高	9,614	2,165	0	2,166	271	398	22,607
事業年度中の変動額							
固定資産圧縮積立金の取崩						△103	103
利益準備金の積立					123		△123
剰余金の配当							△1,233
当期純利益							4,346
自己株式の取得							
自己株式の処分			0	0			
自己株式の消却			△0	△0			△1,106
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額 (純額)							
事業年度中の変動額合計	-	-	△0	△0	123	△103	1,986
2020年3月31日残高	9,614	2,165	0	2,165	394	295	24,594

	株 主 資 本			評価・換算差額等	純 資 産 合 計
	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	
	利益剰余金合計				
2019年4月1日残高	23,277	△1,149	33,909	3,328	37,238
事業年度中の変動額					
固定資産圧縮積立金の取崩	-		-		-
利益準備金の積立	-		-		-
剰余金の配当	△1,233		△1,233		△1,233
当期純利益	4,346		4,346		4,346
自己株式の取得		△18	△18		△18
自己株式の処分		0	0		0
自己株式の消却	△1,106	1,107	-		-
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額 (純額)				△1,135	△1,135
事業年度中の変動額合計	2,006	1,088	3,094	△1,135	1,959
2020年3月31日残高	25,284	△60	37,004	2,193	39,198

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2020年5月19日

株式会社 浅沼組
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 林 由 佳 ㊟
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 小 林 雅 史 ㊟
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社浅沼組の2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社浅沼組及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
 - ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
 - ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
 - ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2020年5月19日

株式会社 浅沼組
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 林 由 佳 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 小林 雅 史 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社浅沼組の2019年4月1日から2020年3月31日までの第85期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第85期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。また、財務報告に係る内部統制については取締役等、会計監査人及び内部監査部門から、当該内部統制の整備運用状況と評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。なお、財務報告に係る内部統制については、本監査報告書の作成時点において開示すべき重要な不備は無い旨の報告を取締役等、会計監査人及び内部監査部門から受けております。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年5月19日

株式会社 浅沼組 監 査 役 会

常勤監査役	佐々木 勇一	㊟
常勤監査役	中西 啓悦	㊟
監査役(社外監査役)	石島 隆	㊟
監査役(社外監査役)	山脇 衛	㊟

以 上

株主総会
会場ご案内図

会場 大阪市浪速区湊町一丁目2番3号
ホテルモンテ グラスミア大阪 21階 スノーベリーの間
電話 06-6645-7111 (代表)

※マールイト難波ビル1F及びB1Fにホテル用入口がございます。



電車

▶ 南海なんば駅

3F北改札or2F中央改札より
徒歩約10分

地下鉄及び近鉄・阪神をご利用の際は、
地下道30番出口にて直結

▶ 地下鉄四つ橋線なんば駅

B1F北改札より徒歩約1分

▶ 地下鉄千日前線なんば駅

B2F西改札より徒歩約2分

▶ 地下鉄御堂筋線なんば駅

B1F北西or北東改札より徒歩約5分

▶ 近鉄・阪神大阪難波駅

B2F西改札より徒歩約2分

JRをご利用の際は、B1F連絡口にて直結

▶ JR難波駅

B1F改札より徒歩約1分

※駐車場の準備はいたしておりませんので、
ご了承のほどお願い申し上げます。

